

聖籠町告示第 80 号

聖籠町特別用途地区建築条例第 4 条第 1 項ただし書による許可の取扱いに関する告示を次のように定める。

令和 2 年 7 月 22 日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町特別用途地区建築条例第 4 条第 1 項ただし書による許可の取扱いに関する告示

(趣旨)

第 1 条 この告示は、聖籠町特別用途地区建築条例（平成 21 年聖籠町条例第 21 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項ただし書に規定する許可について、必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取の実施)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による聖籠町都市計画審議会（以下、「審議会」という。）の意見聴取は、聖籠町特別用途地区建築条例施行規則（平成 22 年聖籠町規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定による特別用途地区内建築許可通知書の発出の都度、あらかじめ行うものとする。ただし、別表に掲げる用途については、同用途に係る審議会の意見聴取を実施済みであることから、この限りでない。

附 則

この告示は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

用途	意見聴取実施日
寄宿舍（技能実習（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の 2 による「技能実習」をいう。）の在留資格を有する外国人が用いることを目的とし、その外国人の就労する既存の事業所敷地内に建設されるものに限る。）	令和 2 年 7 月 3 日